

「著作権教育」としての学習内容

「許諾」の必要性を知る

「著作権教育」の学習のねらい

他人の著作物を参照する場合，著作者に「許諾」をとる必要性を知る。

- 授業以外で発表する予定のある作品には，他人の著作物を無断で掲載することはできないことを理解させる。
- 他人の著作物は「使えない」のではなく，「許諾」行為を行うと使うことができることを理解させる。
- 正しい「許諾」の方法を理解させる。

生徒の活動

- 学校外のコンテスト等に出品を予定している。
- 学校の文化祭や地域の催し等に作品の展示を予定している。
- 自分の作品内に他人の著作物を含めたい。

「著作権教育」の指導のポイント

- 他人の著作物を勝手に使うのではなく，「許諾」を取って使わせてもらうという気持ちを持つように意識させる。
- 文面例などを参考にして，「許諾」を取る具体的な方法を学ばせる。
- 他人の著作物の使用について，「許諾」が得られないことがあることや，使用料金がかかることもあることを理解させる。

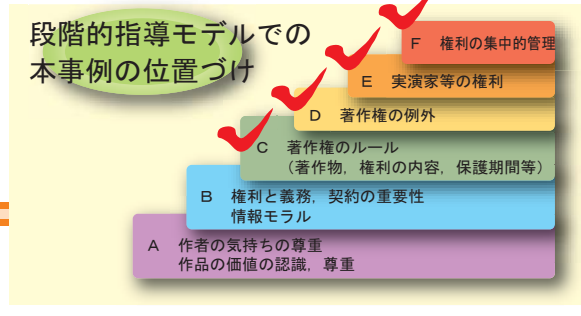
これだけは！ 押さえない指導内容

「引用」による利用とは異なり，著作物を利用する場合，次のような利用がある。

1. 「複製（コピー）」は，著作権法第30条で著作者の許可不要の私的使用を認めている。ただし，私的使用の範囲を超えて著作者に無断で「複製」すると著作権法違反の「権利侵害」になる。
2. 「転載」は，たとえば，「○○新聞の解説によると次のような重要な提案があった」のように解説を丸写しにしたようなものである。これは「引用」ではなく，「転載」になる。著作者の「許諾」が必要である。

● 著作物利用の必要性と著作者の尊重の重要性

自分の著作物の信ぴょう性や主張の正当性などを認めてもらうためには，他人の著作物を「引用」して，比較して論じることも重要なことである。そのためにも著作者を尊重した主張を展開することはさらに重要である。



具体的な展開例

自分の著作物を外部に発表する場合のポイントについて、次のようなことを話し合う。

- 外部に作品を発表する場合は、自分のオリジナル作品であること。
 - ➔ 自作の作品であること以外に、未発表の作品であることが必要である。
- どうしても他人の著作物を含めたい場合は、その著作者に利用を認めてもらう必要がある。
 - ➔ このことを「許諾」という。他人の作品の「引用」には、著作者の許諾が必要な場合と不必要な場合があるが、原則として「出所の明示」をすること。
- 「許諾」を取るには、いつからどのくらいの期間、どこで、誰を対象に、どのような方法で提示や発表や応募をするのかを著作者に示し、了解を得る必要がある。
 - ➔ 「許諾」は、口頭で依頼し、口頭で許諾してもらうのではなく、著作者との間で、「著作物利用に関する許諾書」を取り交わしておくことが重要である。
- 使用する他者の著作物を勝手に使っておいて、『宣伝してあげたのだから問題ない』と安易に考えることは許されない。
 - ➔ 何よりも著作者の気持ちを大切にすることが必要である。



この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「著作権なるほど質問箱」(許諾で検索)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/reference.asp>

独立行政法人 教員研修センター

<http://sweb.nctd.go.jp/2005/jugyo/contents/index09.htm>